

令和 2 年 11 月 12 日

保安検査基準（KHKS 0850 シリーズ）、定期自主検査指針（KHKS 1850 シリーズ）に係る 質疑応答の公表

高圧ガス保安協会
高圧ガス部

序文

本資料は、現在「保安検査の方法を定める告示（平成 17 年 3 月 30 日経済産業省告示第 84 号）」に指定されている当協会基準である保安検査基準（KHKS 0850 シリーズ）及びそれらに対応する自主基準である定期自主検査指針（KHKS 1850 シリーズ）に係る質疑応答を今般制定したため、その内容を公表するものです。

令和 2 年 10 月 30 日、高圧ガス保安法令を所管する経済産業省において、同法に基づく完成検査及び保安検査の目視検査でカメラを搭載したドローン等を活用した検査を可能とするため、完成検査の方法及び保安検査の方法の改正（関係規則改正及び通達改正）が行われました^{※1}（令和 2 年経済産業省令第 82 号、20201014 保局第 1 号）。

保安検査基準（KHKS 0850 シリーズ）及び定期自主検査指針（KHKS 1850 シリーズ）に規定される検査においても、同様の検査を可能とするため、「定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会」において審議、書面投票を実施した質疑応答を作成し、今般制定いたしました。

なお、保安検査基準（KHKS 0850 シリーズ）、定期自主検査指針（KHKS 1850 シリーズ）に係る質疑応答は、これまで 2005 年版、2011 年版の各々の規格に対応した質疑応答集が出されていたところ^{※2}ですが、今後これらの質疑応答及び本件の質疑応答を現在の規格に対応するものとして整理し、とりまとめる予定です。

免責条項

高圧ガス保安協会は、この質疑応答に関する第三者の知的財産権にかかわる確認について責任を負いません。この質疑応答に関連した活動の結果発生する第三者の知的財産権の侵害に対し補償する責任は使用者にあることを認識し、この質疑応答を使用しなければなりません。

高圧ガス保安協会は、この質疑応答にかかわる個別の設計、製品等の承認、評価又は保証に関する質問に対しては、説明する責任を負いません。

※1

冷凍保安規則等の一部改正について（目視検査へのドローン活用）（経済産業省 Web サイト）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/10/20201030_kouatsu_1.html

※2

保安検査基準（高圧ガス保安協会 Web サイト）
https://www.khk.or.jp/technical_standards/khks0850_khkkls0850.html

・「保安検査基準 2005 年版（KHKS 0850 シリーズ）定期自主検査指針 2005 年版（KHKS 1850 シリーズ）に係る質疑応答集」

https://www.khk.or.jp/Portals/0/resources/activities/technical_standards/dl/khks0850i_20100421.pdf

・「保安検査基準 2011 年版（KHKS 0850 シリーズ）定期自主検査指針 2011 年版（KHKS 1850 シリーズ）に係る質疑応答」

https://www.khk.or.jp/Portals/0/resources/activities/technical_standards/dl/KHKS0850_2011QA.pdf

保安検査基準（KHKS 0850 シリーズ）、定期自主検査指針（KHKS 1850 シリーズ）に係る
質疑応答

回答番号：2020-1

規格番号、項目番号：

KHKS 0850-1 KHKS 1850-1
KHKS 0850-2 KHKS 1850-2
KHKS 0850-3 KHKS 1850-3
KHKS 0850-4 KHKS 1850-4
KHKS 0850-5 KHKS 1850-5
KHKS 0850-6 KHKS 1850-6
KHKS 0850-7 KHKS 1850-7
KHK/JOGMEC S 0850-8 KHK/JOGMEC S 1850-8
KHK/JPEC S 0850-9 KHK/JPEC S 1850-9

質問：

各検査項目の目視検査の方法について、「目視により確認する」とのみ規定されている項目がある一方で、例えば KHKS 0850-3 4.3.3 のように「直接目視又はファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用し、若しくはこれらを組み合わせて次のとおり実施する。」と規定されている項目がある。

「目視により確認する」とのみ規定されている項目については、直接目視に限られるのか、それともカメラ等の器具類を使用することもできるのか。

回答：

「目視により確認する」とのみ規定されている場合であっても、検査を実施する者が直接目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、直接目視と同等以上の情報が得られる方法）を採用することができる。

なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、経済産業省の「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行う必要がある。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html